

富山県米国関税情報連携会議設置要綱

(目的)

第1 米国関税措置を巡る状況変化に的確かつ機動的に対応するため、「富山県米国関税情報連携会議」(以下、連携会議)を設置し、関係機関との緊密な連携を図る。

(所掌事務)

第2 連携会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 米国の関税措置に係る情報の共有に関すること
- (2) 米国の関税措置に係る対策の検討に関すること
- (3) その他必要と認められる事項に関すること

(組織)

第3 連携会議は、別表に掲げる関係機関・団体等から構成し組織する。

(座長)

第4 連携会議の座長は、富山県とする。

2 座長は、連携会議を総括する。

(運営)

第5 連携会議は、富山県が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、連携会議に構成員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第6 連携会議の庶務は、商工労働部成長産業推進室商工企画課において処理する。

(細則)

第7 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月24日から施行する。

富山県米国関税情報連携会議構成員

分野	構成員	備考
経済団体	一般社団法人富山県経営者協会	
	富山経済同友会	
	富山県商工会議所連合会	
	富山県商工会連合会	
	富山県中小企業団体中央会	
業界団体	一般社団法人富山県機電工業会	
	富山県プラスチック工業会	
	一般社団法人富山県アルミ産業協会	
	一般社団法人富山県繊維協会	
	一般社団法人富山県薬業連合会	
	一般社団法人富山県情報産業協会	
	全国農業協同組合連合会富山県本部	
	一般社団法人富山県食品産業協会	
富山県酒造組合		
支援団体	独立行政法人中小企業基盤整備機構北陸本部	
	独立行政法人日本貿易振興機構富山貿易情報センター	
	公益財団法人富山県新世紀産業機構	
	富山県よろず支援拠点	
	一般財団法人北陸経済研究所	
金融機関 金融団体	日本銀行富山事務所	
	株式会社日本政策金融公庫富山支店	
	株式会社日本政策投資銀行富山事務所	
	株式会社商工組合中央金庫	
	一般社団法人富山県銀行協会	
	富山県信用金庫協会	
	富山県信用組合協会	
	富山県信用保証協会	
行政機関	財務省北陸財務局富山財務事務所	
	厚生労働省富山労働局	
	農林水産省北陸農政局	
	経済産業省中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局	
	富山県	座長